

台湾(中華民國) 台灣(中華民國)

台北駐日經濟文化代表／処台北駐日經濟文化代表處

Taipei Economic and Cultural Representative Office in Japan

https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/index.html

父母が台湾籍で子どもが日本で生まれた場合	台灣國籍父母之子女在日本出生時
国籍のルール / 国籍規則	
父母が台湾籍であれば、子どもは台湾籍を取得できます。 父母のどちらかが台湾籍以外の場合や、最新の情報は提出先にご確認ください。	父母が台灣國籍時、子女可取得台灣國籍。 如雙親任一方非台灣國籍，或需要最新版本資訊，請向提交機關確認。
手続き / 手續	
子どもが生まれたら、まず、台北經濟文化代表処にパスポートの申請を行う。その後、台湾国内の各機関で手続きを行い、戸籍を創設します。	子女出生後，首先前往台北駐日經濟文化代表處申請護照。其後，辦理台灣國內各機關之相關手續以設籍。

日本の役所で取得する書類(入管用・大使館用) / 需於日本公家機關取得文件(入管用、大使館用)	
その他、本国の書類(父母の結婚証明書など)がある場合があります。大使館に確認してください。／部分狀況需要其他本國文件(父母之結婚證書等)，請向大使館確認。	
<ol style="list-style-type: none"> 出生届受理証明書(原本) 1通 <ol style="list-style-type: none"> 在留資格の申請(入管)用 出生届記載事項証明書(原本) 1通 <ol style="list-style-type: none"> パスポート申請(台北經濟文化代表処)用 (⇒本国の登録とは異なるため、パスポート申請と表現) 子どもを含めた「世帯全員の住民票」(原本) 2通 (入管用・台北經濟文化代表処用) 子どもを扶養する人の住民税の課税証明書(原本) 1通 子どもを扶養する人の住民税の納税証明書(原本) 1通 	<ol style="list-style-type: none"> 出生申報書受理證書(正本) 1分 <ol style="list-style-type: none"> 居留資格申請(入管)用 出生申報書記載事項證書(正本) 1分 <ol style="list-style-type: none"> 護照申請(台北駐日經濟文化代表處)用 (⇒與本國登記不同，此處稱為護照申請) 含子女在內「所有家戶成員住民票」(正本) 2分 (入管用、台北駐日經濟文化代表處用) 子女扶養人之住民税課税證書(正本) 1分 子女扶養人之住民税納税證書(正本)
お役立ち情報 / Tips	
建議事項 / Tips	
台湾国内の各機関(台北經濟文化代表処→移民署→戸政事務所→外交部領務局)にて手続きを行い、戸籍を創設します(本国の登録にあたる)。いつまでに行うという年齢制限はないが、年齢が上がるにつれて、申請に掛かる時間や申請条件が厳しくなるので、一般的に小さいうちに申請することをおすすめします。	辦理台灣國內各機關(台北駐日經濟文化代表處→移民署→戸政事務所→外交部領務局)之相關手續以設籍(該當於本國登記)。並無登記申請年齡限制，但子女年齡越大，申請所需時間越長，條件也越嚴格，一般而言，建議於年幼時申請。

※上記は両親が台湾籍である場合を基本にした参考情報です。※上述参考資訊中，雙親原則上均為台灣國籍。

確認日: 2022年8月2日 (yi) 資訊確認日期: 2022年8月2日 (yi)